

第7回国立市財政改革審議会 議事要旨(記録)

開催日時	平成24(2012)年7月31日(火)19:00～21:10
開催場所	国立市役所3階第1・2会議室
出席委員 (五十音順)	田近栄治会長 山路憲夫副会長 今泉紀子委員、岡本正伸委員、金井雅彦委員、木村淳二委員、佐藤英明委員 坪坂聖子委員、遠山英周委員、原田洋示委員、柳澤昌三委員、山重慎二委員
欠席委員	なし
説明員	薄井企画部長、馬橋行政改革・調整担当課長 高橋政策経営課長、北村財政係長
市当局 (事務局)	薄井企画部長、馬橋行政改革・調整担当課長、高橋政策経営課長 佐伯資産活用・調整担当課長、黒澤政策経営係長、北村財政係長 土方政策経営係主任、脇領政策経営係主任、松原財政係主任 近藤財政係主事、高橋財政係主事
傍聴者	27名
議事	1.事務局からの補足説明等について 2.中間答申の決定 3.その他
配布資料	・ 第6回国立市財政改革審議会 議事要旨(記録) ・ 7-1 国立市財政改革審議会中間答申(案) ・ 7-2 国立市財政改革審議会 経過と今後のスケジュール(案)

1.事務局からの補足説明等について

第6回審議会の議事要旨(記録)について確認を行った。

2.中間答申の決定

中間答申を決定するにあたり、資料 7-1「国立市財政改革審議会中間答申(案)」に基づき馬橋行政改革・調整担当課長より以下の説明があった。

第5回審議会において会長より選出いただいた起草委員により、資料 7-1「国立市財政改革審議会中間答申(案)」を作成した。

今日は、この中間答申(案)の内容について章ごとに点検し、精査してほしい。

【会長】

中間答申(案)をまとめるにあたり、起草委員のメンバーには何度か足を運んでいただき議論いただいた。

中間答申案の章立ては、まず、「中間答申にあたって」、第1章が「国立市の現状と課題」、第2章が「市財政のあるべき姿と改善目標の設定」、第3章が「市財政

運営の基本的なあり方」、第4章が「財政健全化のための具体的方策」、第5章が「今後の各種市民負担の見直しに係るルールについて」、第6章が「おわりに」となっている。

説明後、委員より以下の質疑等があった。

【委員】

資料 7-1「国立市財政改革審議会中間答申(案)」6pの第2章「市財政のあるべき姿と改善目標の設定」の中で、国立市財政のあるべき姿を4項目列記しているが、起草委員間でのメールのやりとりの中で、「子育てや次世代育成に対応できる財政基盤となっている」について、少し文言を変えた方が良いのではないかという提案があったと思うが。

【委員】

もうひとつ前の案の段階で、前回の審議会が出たような「子育てがしやすいまちづくり」とか、「子どもにとって魅力がある」というような平たい表現を用いていたが、全て項目に合わせた方がより良いのではないかということで、全体のバランスを見ていただいたものであれば良い。

【会長】

確か起草委員の中であるべき姿についての議論があり、子育ての所に「支援」という言葉が書かれていた。そうすると超高齢化で高齢者に対する支援も必要だし、ここでは基本的により一般的にそういった状態に対しても対応できる堅固な財政基盤が必要だ、という形で表現を並べた。支援という言葉を使うと、具体的に支援とは何かという話になる。ここではあるべき姿ということでこういう表現に変えた。

【委員】

資料 7-1「国立市財政改革審議会中間答申(案)」11pの第4章「財政健全化のための具体的方策」の職員人件費についてだが、第3回審議会にて配布された資料 3-1「職員給与・議員報酬・自転車駐車場・一般ごみに関する多摩26市の状況」の職員地域手当の部分について、国で基準が決められているという事務局の説明があったが、この資料を見ると、立川市は4月1日より12.0%、調布市は4月1日より12.0%、小金井市は4月1日より11.0%に下げている。隣接の府中市が12.0%、立川市が今年から12.0%、なぜ間に挟まった国立市が地域手当を15.0%出しているのかという問題がある。今回の審議会の答申は市民に大きな負担をいただく大変厳しい内容である。職員自らが負担を減らしていくという心構えが必要だと思う。国の基準で決めているという話であったが3市は見直しをやっているのではないか。国立市の地域手当は近隣市並みの12.0%にし、職員人件費の削減をするよう検討するべきという一行を入れるよう要望する。

【会長】

事実関係について事務局はいかがか。

【説明員】

地域手当の元々の発祥は調整手当という制度だった。これに代わって各地域で

の生活費等を加味したパーセンテージを国において設定しているということがまずある。制度の中で、これを受けて東京都については全区域で 18.0%という率を設定している。一方、市町村は国の基準によってそれぞれ決めている。パーセントの合理性については議論があると思うが、例えば、なぜ国立市が国基準で 15.0%と決めているのか、府中市が 12.0%、武蔵村山市が 3.0%なのか。市町村側からみると制度的にどうかというのはあるかと思うが、それは制度としての問題であって、各市町村が下げているというのは、国においてあるいは東京都においてその地域に定められたパーセンテージにしなさいという指導があり、それにより下げている。近隣に比べると国立市は高いが、他にも高い低いさまざまある。これは制度なので、下げるということは制度そのものの矛盾として考えるべきではないかと思う。

【委員】

今の説明はなっていないと思う。この 3 市は国の基準が変わったのか。地域手当は、例えば北海道の山村と東京都の中心部との生活で物価が違うので、均衡を図るために地域手当が出されている。

【説明員】

今確かめたところ、国の基準より高かったところを下げたということである。

【委員】

市民に負担いただく今回の財政改革ということで、どういう法律に基づいているのかはわからないが、府中市と立川市が 12.0%で、国立市が 15.0%でこれが正しいんだということは理解できない。国立市独自で府中市と立川市に合わせるというそれぐらいの意気込みがなければ財政改革はできない。

【委員】

今の委員の意見はよくわかるが、私の理解では基本はラスパイレス指数だと思う。国家公務員に比べて自治体の給与はどうなのかということが基本で、その場合、国立市は 103 という数字であったが徐々に下げてきた、それから都表並みの賃金体系にしたという努力を認めて、国家公務員は全国一律で、地域手当はそれぞれの地域差に準じて、国家公務員が地域に差をつけるための手当であり、あくまで国家公務員の目安であり、自治体がどう決めるかは自治体独自の判断もあると思う。結果として地域手当をもう少し精査してやるべきということであれば、最終答申に向けた議論の一つにしても良いと思うが、トータルの認識としては国立市の職員の賃金水準は国に比べて突出して高いとは言えない、下げる努力もしてきているということは、地域手当も含めてわれわれのコンセンサスであったのではないか。

最大の問題は、退職手当の問題、年金もそうだが民間と差をつけるべきではないが結果としてこれだけ差がついている。本来は年金一元化ということで民主党が言っている、自民党も認めているが、これは制度の問題だからここでは決められない。退職手当の問題は、ある程度それぞれの自治体で決められるので、それに

ついてきちんとメスを入れるべきである。金額的なメリハリから言ってもトータルとしてそう判断したのだろうと思う。

【委員】

資料 2-2「多摩 26 市との比較資料(職員関係・市議会議員関係・国民健康保険関係・下水道処理費繰入金関係)」を見ると、国立市のラスパイレス指数は 100.9 であり国の基準の 100 を超えている。類団は 99.7 なので、類団より上であることは事実。

【会長】

委員の指摘は、国立市の地域手当が近隣他市に比べて高いということだが、全体を見なければわからない。

【委員】

人件費の問題は総体で話すべきで、単価と定員の問題である。ここで言われているのは定員だけで単価の問題が出てこない。単価の問題は、これから中間答申に結論を出すのは難しいと思うので、単価が適正かどうかを最終答申に向けて議論していくのが良いのではないか。

【委員】

地域手当の問題は、3%もしも減額した場合、職員 400 人分の毎月の給与から払われる訳で、大変大きな金額である。総体的な金額がどうかということは検討する必要があると思うが、明らかに高い国立市は、こういったところを放っておいて、他に負担をかけるなんてとんでもない話である。

【委員】

立川市と府中市が 12.0%なのに国立市が 15.0%ということでちょっとおかしいと思うところはある。事務局の説明では“制度”という言葉が何度か出て来たが、制度を変えない限り国立市は 15.0%を 14.0%に変えることはできないのか、それとも立川市や府中市は 15.0%だったが自助努力という部分で 12.0%にしたということか。

【説明員】

立川市と府中市は、制度にならう方向で改定をしたということだと思っている。この制度自体に合理性があるのかどうかについては委員の言うとおりであると思うが、制度を変えるというよりもむしろ給与総体を下げていく、平成 22 年度ラスパイレス 103.2 から 100.9 に下げたというのは、給与表の引き下げを行っている。さらに平成 24 年 4 月には都表への移行を行っている。2 年間でならしていくという経過措置はあるが、例えば都表に移行した際に国立市のラスパイレス指数 100.9 の大きなところに主任級の給料が係長級に過去わたっていたという問題があり、今はわたっていないが、これを平成 24(2012)年度、平成 25(2013)年度の 2 年間で引き下げを行うといった改正を行っているので、給与総体としては今引き下げる努力をしている、そういったところに引っ張られて、今 100.9 という数字が出ているが、今後も総体として引き下げていくという努力は続けている。

【委員】

先ほどの委員の質問に答えていないと思う。立川市などが12.0%にしたのは国の基準が変わって12.0%にしたのか、今は15.0%だが努力で12.0%にしたのかその証拠を示さない限り納得しない。

【説明員】

国の基準に近づけるような引き下げをしたということ。基準を超えている団体は国なり東京都の指導を受けて、引き下げを促されている。基準については後ほど資料をお送りさせていただく。

【委員】

かつて国家公務員をやっていたが、おそらくだが人事院勧告を国家公務員は遵守しなければならない、国の命令なので替える制度はない。それが地方公務員にとって替える制度があるのかどうかというところが争点になってくると思うが。

【説明員】

確かにもともと人事院勧告から来ている制度だと思っている。東京都職員については、東京都の人事委員会の勧告がある。ただし、各市町村では人事委員会を個別に持つ程の財政力はない、一つの調査機関を持つことができないということで、その代わり東京都に準拠するというところを取っている。給料表自体は東京都に準拠しつつ、地域手当は東京都の18.0%一律よりも国の基準にならってそれぞれ下げている。

【会長】

資料がないのでここで詰めた議論はできない。今の委員の指摘にどう対応するかはこの後で諮るとして、問題として地域手当に格差がある、国立市は現状として高いと。その他の市費全体の比較からしないと、この部分だけではわからない。そうは言いつつ、この答申は全体的に財政再建を目指して厳しい内容になってくるのは確か、地域手当に関してお目こぼしがあっていいという訳ではない。ただ、ここで全体を見ないで書くのも座長を務めるものとしては自信がない。基本的には他市並み類団並みということなので、地域手当に関して類団並みでないというのは確か。委員の指摘はきちんと受け止めないといけないが、どう対処していいのかは私自身の知識ではなかなかできない。

【委員】

地域手当の問題については詰めた議論は確かにしていない。当座の問題はラスパイレス指数と都表移行ということで一応のコンセンサスは得たということでここに書き込んだということなので、最終答申に向けた一つの検討課題としたらどうか。多分、人事院勧告が自治体までがなじがらめに拘束される訳ではないと思うので、地域手当もそれぞれの自治体の判断で決められるはずなので、もう少し資料を出すということで検討課題の一つにしたらどうか。

【会長】

ただ、意見として地域手当が出て、出発点が高くて落としたのかもしれないが現

状で立川市、府中市に比べて国立市の地域手当が 15.0%で高いという事実認識でよいか。

【説明員】

他市にも 15.0%という市はあったかと思うが、近隣市に比べて率が高いのは確かである。

【会 長】

これをどこで扱ったらよいか。

【委 員】

職員人件費の定員管理の項目の中の表の後に、「地域手当を近隣市並みの 12.0%に引き下げ、職員人件費を削減するよう検討する必要がある。」という項目を入れてほしい。ただし、確かな根拠を持っている訳ではないので、国の基準がそれぞれ今の各市が取っている基準に合致しているのかどうかの証拠があれば納得する。各市何パーセントかというのを示していただき、そのとおりに各市が決められているのであれば国の指導だから納得する。職員も痛みを率先して受ける、それが今回の財政改革の基本であると思うので、是非挿入していただきたい。もし挿入しない場合は確たる証拠をいただければ納得する。

【会 長】

具体的には、資料 7-1「国立市財政改革審議会中間答申(案)」11pの「ア.職員人件費の表の前あたりに入れるべきだということよいか。

【委 員】

はい。

【会 長】

内容としては、「国立市の地域手当が近隣他市に比べて高い、見直しが必要だ」ということである。

そのような指摘を受けたということで、他にも漏れがあるかもしれないので、指摘のあった事実経過を事務局で検討して、発言委員と相談し、結果について皆さんにお諮りして最終にすると。この点はペンディングとして進めさせていただく。

【委 員】

資料 7-1「国立市財政改革審議会中間答申(案)」13pの「イ.下水道事業特別会計繰出金の圧縮」の中で、資本費平準化債の検討とあるが、これはできないというような話だったと思うが、現実的にできないものであればここに載せる意味はあるのか、逆にできるのであるのであれば早めにやった方がよいと思うが。

【委 員】

起債をする場合、国から指導があり、「あなたの市は国の資金を使いなさい」とか「市中金融機関から借りてもいいですよ」と割り当てられてしまう。国から借りたものは借り換えできないのだが、市長会の努力により、例えば利率の 7%以上の高いものは特別に繰上償還を認めて新しい低率な起債に改めるということも実現しているものもある。これは首長の努力だと思うが、1市の市長が言っても国は動か

ないが、東京都市長会等を通じて、例えば5%以上は借換を認めてくれといったような努力をすれば可能性はあるので、この文言は入れた方がよい。

【説明員】

以前、借換については市独自の判断で借換はできないということで話をしたが、これは国が認めないとだめということで、今の委員の話はそのあたりを努力すべきだということである。

資本費平準化債とは、借金はそのまま借金として置いておいて、別な借金をしてその借金を返すということである。例えば借金の残りの返済期間が10年あるとして、それは借金としてそのまま残しておいて、別な20年の借金を借りて、10年の借金の一部分を賄っていくということで、返済期間を延ばすということ。利子負担が多少増えるということと、国の交付税が減らされる可能性はあるので、どちらが有利なのか計算する必要はあるが、今返している下水道債の毎年の返済額を多少なだらかにできるということである。

【会長】

この部分は基本的には回収率を上げて繰出金の圧縮を図ることがポイントで、平準化債に問題点があることもわかるし、空前の超低金利を利用しない手はないというのもある。ここではあくまでもきちんと回収率を高めて繰出金の圧縮を図るということ。表現をどうするか、すぐできる訳でもないし、われわれとしては強く市にこういう検討をするべきだと促すということで終わらざるを得ない。文章のニュアンスをどう変えるかというぐらいのような気がする。

【委員】

資料 7-1「国立市財政改革審議会中間答申(案)」13p の「イ. 下水道事業特別会計繰出金の圧縮」の中で、「下水道の減価償却が」とあるが、「下水道の耐用年数が50年と」の方が良いのではないかと。また、「市民負担を平準化させる」は「世代間の負担の公平を図る」の方が良いのではないかと。

【会長】

ご指摘のとおり耐用年数で良い。世代間の部分については、「市民負担の平準化」にそのニュアンスも含まれている。

この点については、中間答申後も事務局を通じて他市の取組についても検討して、この場でも報告するという形にする。これは考え方としても重要だし、負担をなだらかとすることも考えなければならないので、ここで終わりという訳ではない。

【委員】

資料 7-1「国立市財政改革審議会中間答申(案)」12p の「ア. 国民健康保険特別会計の赤字補てんの圧縮」について、以前、資料 6-2「多摩26市との比較資料(国民健康保険税関係)」で、モデル世帯別に試算したものがあつたが、それは添付しないのか。

【会長】

別添資料「多摩26市別の国民健康保険税(料)率等一覧」は制度を明らかにした

もので、医療分・後期高齢者支援分・介護分について、所得割・資産割・均等割・平等割・限度額それぞれに要素がどうなっているのかを示したものを。これを合わせて、所得がいくら世帯だと税額がいくらという表があってもいいだろうというのが今の委員の意見であるが、これは付けておいた方がいいだろう。どれが典型かは引き取らせていただいて、できるだけ2つか3つでずばり出すと。

資料 7-1「国立市財政改革審議会中間答申(案)」16p の「オ・都市計画税」については、最終答申に向けてとなっているが、国立のまちづくり、都市計画事業との兼ね合いで議論すべきであろうということで、都市計画税についてはこうした投資事業とのバランスの中で、現在 0.27%を 0.30%の本則適用の必要性は検討すべきだということで、この中間答申を終わらせた後、われわれの仕事の後半戦となる。

【委員】

資料 7-1「国立市財政改革審議会中間答申(案)」17p の「市民の福祉向上と魅力あるまちづくりのために」に関して、今まで削減、削減ということでここまで来ているが、ここでまちづくりを行っていくと。今まで議論がなかったが、イの項目として「ふるさと納税」とか昨年 11 月に出来た「くにたち未来基金」とか、知らない市民がいるので広報して、色々な目的別に項目があるので、それについて市民の方に余裕がある方はそこにお金を入れていただくという、そういうプラスの要素も入れておいた方がいいのかと思う。

【会長】

今まで議論してこなかったのでどう処理するか。ふるさと納税をどうするかというのはある。国立の外にいて遠くの故郷を思ってくれる人もいれば、国立市民が他の市にふるさと納税する人もいる。くにたち未来基金について説明願う。

【説明員】

くにたち未来基金はふるさと納税を受け入れる基金で、そこに寄付を集めて今後の事業に充てて行こうという趣旨のもの。昨年度の議会で成立したので積極的に活用していこうと考えてはいるが、まだアピールできていない部分については、東日本大震災もあり積極的に国立市に寄付を募ることは控えていたということがあ

【会長】

東日本大震災があったので、国立市がふるさと寄付を募っている時ではないと思うが、どれくらい寄付があったのか。

【説明員】

昨年度の実績としては 10 万円程度である。以前寄付をいただいていたものを別の基金に積んでいたものがあったので、それを移し替えることをして残高は 780 万円程度ある。

【委員】

会長が言ったように、国立に住んでいる方が地方にふるさと納税を送っている方

もいると思う。そういう金額は税の関係で把握できるのか。

【説明員】

ふるさと納税だけではなく、税額控除となる寄付金控除がいくらかだったのかというのは税の担当部局で持っているが、ふるさと納税だけを取り出せるかは確認させていただきたい。

【会 長】

まちづくりの実現だけではなく、積極的に寄付を募るという取組は当然あってもいい。今日は急に出てきたので引き取らせていただいて、魅力的な事業を示すことで寄付を募るといった精神は自治体の仕事として重要だと思う。

【委 員】

かねがね日本の社会は寄付の文化が希薄な社会だといわれている。日本の年間民間寄付金額が2千億円程度なのに対し、アメリカは20兆円で100分の1と言われており大きな差がある、これは宗教観の違いではあるが、社会のありようを考えると、もう少し高齢者に貯蓄資産が集中している面があり、所得移転という面から見ても日本人は積極的に寄付をして、この財政事情の結果的に打開にもつながればよいと思うが、そういう文化が出てくるのが望ましいことである。最終答申に向けて1項目検討課題として挙げていただければと思う。

【会 長】

市民からの自発的な寄付を通じて魅力ある市を作っていくと、そのためにも市民に説得して行かなければならない。最終答申に向けて検討ということで詰めさせていただく。

【委 員】

細かい話だが、資料 7-1「国立市財政改革審議会中間答申(案)」17pの「市民の福祉向上と魅力あるまちづくりのために」のA、「365日24時間安心・安全なまちづくり」の実現の文章の8行目に、「南部の農と自然を守る取組、商工振興」とあるが、各地方に行くと商業だけでは振興できずに農業との連携がキーポイントとなるので、「南部の農と自然を守り、農商工との連携による振興」に直していただければありがたい。

【会 長】

こだわる訳ではないが、内容は「365日24時間安心・安全なまちづくり」の表を写したものである。この表を別添として載せるかどうかだが。

【説明員】

表は平成25(2013)年の重点施策として最近まとめたものであるが、案の段階である。もし間に合えば、後ほど紹介させていただき、間に合わなければ後日お配りする。

【会 長】

資料 7-1「国立市財政改革審議会中間答申(案)」18pの表3「健全化個別項目と健全化効果額の試算」は、現時点で推計できるものを推計したということで、重

要なのは備考欄をきちんと見ていただきたいということ。例えば、「行政の徹底的な見直しから」の「全事務事業の見直し」からどれくらい健全化効果があるのか、国民健康保険もあくまでも先ほどの試算でやったらという額、下水道もそう。補助金・負担金については、任意性の高い市の単独事業の総額を示した。これから事業を絞るべく検討を進めてもらいたい。都市計画税もそう。

急ぎの仕事で見積もれるものは見積もったら仮置きとして7億円になった。それがわれわれの目標として設定した地方債を発行しないという目標からは5億円ぐらい不足しているという内容。

【委員】

ここがこの資料をいただいて、一番違和感がある。事業計画はまさに森全体を見なければいけないので、目標額が12億円となったら、それをやるためにはどうするかということを示さなければならないと思う。となると、健全化効果額が少なくとも12億円程度出てこなくてはならないと思う。

その可能性として、検討すべき補助金負担金見直し等の金額が大きく関わってくるが、ここの数字は決まっていないので、例えば0～3.2億円、0～4.2億円にして、これをやればどこまでなるのかという可能性を考えて、12億円はこれをやるとできるんだというものをきちんと見せ方を考えたいいかなという感じがした。それでないと、個々の案件という木の部分ばかりをみて、12億円をやるという全体像が見えてこない気がした。

【委員】

最終答申の中で、その数字が捻出できれば良いと考えるが、備考欄で2点ばかり指摘したい点がある。

職員人件費で14人の削減が必要であると答申して、退職金も含めると1人あたり620万円削減できるとなっているが、代替経費として500万円と仮定してというのは、また別の非常勤職員とか削減した所に代わった人を500万円で充当するのかどうかを聞きたい。

議会費の関係では、本文には入っているが、職員が期末手当3.95か月分なのに対し、議員は4.4か月分もらっている。備考欄にその削減額が表示されていないので、期末手当の削減額は数字を入れていただいた方が良いと思う。

【説明員】

1点目だが、代替経費を500万円とここでは仮定させていただいている。最高で600人以上いた職員数が430人程度まで減っているの、今現在、特に事務職は限界を超えているかなと感じている。この審議会で審議している保育園民営化については、民営化しても代替経費というか代わりの委託料がどうしても出てこざるを得ないという判断をした。何パーセント減らせるのかというのは、仮に主事級の人件費を20%削減できると仮定した。ただ、職種によったりかなりさまざまで、10%しか削減できないものもあれば30%削減できるものもあるかもしれないが、仮定で置かせていただいた。仮に保育園の民営化の場合は15%程度の削減だ

ったと思う。

2点目の期末手当を入れるべきという点については、数字を確認させていただく。

【委員】

資料 2-2「多摩 26 市との比較資料(職員関係・市議会議員関係・国民健康保険関係・下水道処理費繰入金関係)」を見ると、管理職 1 人当たり職員数の類団比較があるが、国立市は管理職 1 人に対し 8.8 人の職員がいるのに対し類団は 10.0 人である。市の規模に比して組織が肥大化していると思う。管理職を 12%削減すれば、類団と同じように 1 人の管理職に対し 10 人の職員がつく勘定になるので、620 万円を削減するのに 500 万円は別な経費として計上して、臨時職員なり嘱託員を雇うということではなく、全額削減するという考え方で進めていただかないと、今までの審議会の考え方と違うと思う。

【説明員】

確かに類団の管理職は 10 人で国立市が 8.8 人となっているが、稲城市の 17.9 人が引っ張っている要素だと思う。ここは宿題にさせていただき分析し、委員にお返ししたい。

【会長】

委員の指摘もあったように、目標額に対して 7 億円というのは、中間答申の現時点で見積もれるものとは書いているが、それでいいのかというのはある。補助金・負担金など色々なものに本来幅はあるが。

【委員】

悩ましいところではあるが、見ていて違和感があったのは、補助金・負担金等の見直し等の 2 つのところ、本文の中では「直ちにかつ優先的に」と指摘している項目にあたる。「行政サービスと事業の適正な負担を」の都市計画税のように「最終答申に向けて継続審議」ということであれば備考欄だけの記述でいいと思うのだが、本文の中で指摘していて数値が入っていない、幅がすごく大きくなってしまおうと思うが、バランスという点でどうかなという気がした。

【委員】

委員が先ほど言われた職員人件費の地域手当の部分を文言で入れるとすれば、その部分を空欄あるいは備考欄でうたっておく必要があると思う。地域手当を何パーセントという形で中間答申で絞り込むということであれば、それに伴う試算額、額までは入らなくても健全化に向けての方策という部分で備考欄のところでは何かしら書く必要があるのかなと思う。

【会長】

補助金・負担金、扶助費、それから民営化についてもカッコで入れるか入れないかというところでは額ははいずれも大きい。補助金・負担金、扶助費については見直し対象として任意性の高いものがこれだけあると、緊急性があるのはこれを見直しすべきだという緊急性で、これを仮に 10%見直せば 7 千万円ちょっと、20%見直せば 1 億 4 千万円ちょっと。

民営化は2園で1億4千万円、あとは都市計画税、それでも足りない。あとは国民健康保険も仮置きではあるが、結構厳しいということが明らかとなった。

一方で税収を上げる努力も必要である。だからすぐに行くかどうかはわからないが、まちの活性化をして企業が来るというのは税収では非常にいい。

委員指摘のとおりでもあるし、真っ白というのもどうかという気もするし、悩ましい。数字を置くと途端に補助金、負担金、扶助費もこれだけカットしなくてはいけないということになる。われわれの提案としては、補助金、負担金、扶助費はここを見直してください、これは緊急ですよということ。

【委員】

いずれにしても、中間答申の段階までの今までの7回の審議会で、この辺の詰めた議論はしていない。例えば乱暴な話でつじつまを合わせようと思ったら、補助金、負担金、扶助費を30%カットして2億円くらいを浮かすと、それから保育園を2園カットすれば1億4千万円にはなる。あとは都市計画税でトータルで何とか12億円となるが、そういう一律シーリングみたいなものをかけてここに出すことがいいのかというのが起草委員の中で議論してそれは無理だろうと。最終答申に向けてもう少し詰めた議論をした方がいいのではないかとということで、この備考の中で7億円プラスアルファということで残り4億円ないし5億円を何とか捻出していこうというのがこの表に込められている。

【委員】

それだと、この12億円の目標設定が果たして正しいものなのかという感じはする。資料 7-1「国立市財政改革審議会中間答申(案)」の6p、7pで「国立問題」という言葉で「負担は低く、サービスは上乘せ」、であるとか「補助金の適正化、負担やサービスの見直し」についてやらなければいけないと書いて12億円を目標とするんだと、この部分が目玉だと思うが、実際に具体的な目標の数値になってくるとブランクになっていてどうなのかなと思う。現時点で7億円で、最終答申に向けて12億円ができるということであればそれでいいと思うが、これだけを見たときに18pの表が現実的だということになると12億円の目標自体を変える必要が出てくると思う。

【委員】

12億円という目標設定をしたにもかかわらず、後半のところでは12億円と7億円のギャップについて触れていないので、少なくともその点について、「まだ、今回の試算で出てきた額では足りない」ということを明確化しておく必要がある。

一方で、12億円を捻出するような計算をすべきかということも必ずしもそうではない。というのも、われわれはすべての歳出項目を洗い出した訳でもないのに、今回検討しなかったものも含めて計算し直すと、もしかするとあと5億円くらい他のところから出てくる可能性があるんで、私たちが検討した中で12億円を絶対確保しなければならぬという訳でもないかなと思う。

むしろ、適正化、健全化を進めることで7億円くらいは捻出できるということを見出

した事自身は非常に大きい貢献になるのかなと思うので、その点を明確にした上で、あと5億円はここで挙げられたもの、あるいはそれ以外のものも含めてさらに検討が必要であるという形が現時点ではいいのかなと思う。

【会長】

資料 7-1「国立市財政改革審議会中間答申(案)」の18pの書きぶりが足りない。「健全化効果の試算額合計が約7億円であるが、今後、ここで試算額を提示した項目以外についても」というのが乱暴だということだと思う。健全化効果額試算が7億円、目標に掲げた約12億円に対してこれだと。ここでの試算は現時点のもので、扶助費、補助金・負担金の見積もりも出していないし、その他も出していない。「ここで試算額を提示した項目以外」と言い切る必要はなく、ここで試算額を提示したのも国保等は仮置きなので中身をさらに検討する。提示したのもこれから数字を付けていかなければならない。それらを合わせて今後財政収支の均衡の達成を目指すべきだという書き方で、足りないということは分かっている書いているものもある、試算額を示しても仮置きのものもあると、試算額を示していないものもあると。それらを最終答申に向けてさらに詰めていきたいという文言が一番必要であったというところであった。今言った形できちんと書き込んで最終的な提案としたい。

資料 7-1「国立市財政改革審議会中間答申(案)」の19pの「5. 今後の各種市民負担の見直しに係るルールについて」は、起草委員の中の議論でもこれまでの議論でも手薄かなということで、引き続き審議していく。

委員から指摘のあった地域手当については確認することとし、また、国保の世帯別の負担表は付けていくとし、その他中身に関わらない字句については会長一任とすることが確認された。

3. その他

市長への中間答申の手渡しは8月下旬を予定してあるが、各委員も出席いただきたい、との説明が馬橋行政改革・調整担当課長よりあった。

中間答申に向けて、今日あった指摘点を修正した最終案を8月6日から10日の間に委員に送付することが確認された。

まだ要請を受けていないが、市議会議員との懇談会の機会をもってほしいとの申出があった場合それを受けることについて、公開を条件として審議会において了解された。委員より、審議会の中間答申後、内容について市報に掲載することと市民説明会を開催することの要望が委員よりあった。

次回以降の開催日について、事務局より以下のとおり提案があった。

第8回審議会(予定):10月下旬

本日第7回の議事録は、作成次第各委員に配布し、内容を確定していくことが確認された。